

消費者庁任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁食品表示企画課保健機能食品第二係長）

2. 職務内容

消費者庁食品表示企画課では、平成27年4月に施行された食品表示法（平成25年法律第70号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づく表示基準に関することを所掌している。

食品表示法に基づく食品表示基準に定められた機能性表示食品制度が平成27年4月から施行され、その届出資料の確認、各種調査事業の実施等制度の企画・運用を行っているところである。また、消費者基本計画に定められた制度設計時の残された課題について、平成28年12月に報告書が取りまとめられたところであり現在ガイドライン改正を進めているところである。

今回募集する職員は、機能性表示食品制度に関する担当係長として、食品表示企画課長及び担当補佐等を支えながら、制度運用に当たっての詳細な企画立案や関係者との調整事務を行うこととしている。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

次のアからエのすべてに該当する者

ア 栄養学、公衆衛生学、生化学、医学、薬学、獣医学に関係する専門分野における大学院修了（見込みを含む）の者

イ 栄養又は公衆衛生分野に関する業務（修士・博士課程の期間を含む）経験を7年以上有する者

ウ 英語資料の読み取り能力を有すること

なお、以下に該当する方は、応募できません

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

採用日から2年間（更新もありえます）。採用時期は本年10～11月を予定（応相談）。

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

消費者庁食品表示企画課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館）

11. 応募方法

（1）提出書類

ア）履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してく

ださい。)

※「内閣府事務官（消費者庁食品表示企画課保健機能食品第二係長）志望」と必ず明記すること。

イ) 志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付することが望ましい。

※なお、応募書類は返却いたしません（責任廃棄）。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館

消費者庁総務課任用係

(4) 提出締切り 平成29年9月29日(金) (必着)

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 2. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。

1 3. 連絡先

(業務内容) 消費者庁食品表示企画課

電話 03-3507-9222 (直通)

(勤務条件) 消費者庁総務課任用係

電話 03-3507-9152 (直通)